

(概要版)

金沢市総合治水対策 実施計画

2019年3月
金沢市

『金沢市総合治水対策』とは

本市では、平成21年10月に「金沢市総合治水対策の推進に関する条例」が施行され、「金沢市総合治水対策実施計画」のもと、目標年次を定めて、これまで様々な施設整備や費用の助成、雨水排水技術基準等に基づく指導などに取組んできました。



これまでの河川・下水道の整備を中心とした対策だけでは、局所的な集中豪雨による都市型水害への対応が困難

総合治水対策の推進

様々な対策を組み合わせた「総合治水対策」を推進することで、浸水被害の防止と減災を図ります



金沢市総合治水対策実施計画

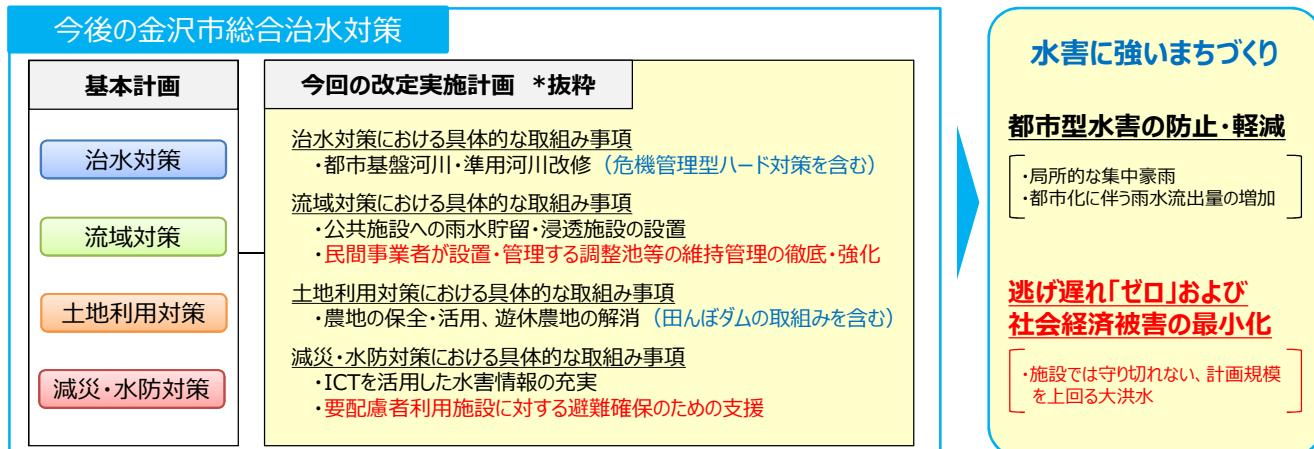
■実施計画（改定）の目的

現行の金沢総合治水対策実施計画の策定以降、「平成27年9月関東・東北豪雨」や「平成30年7月豪雨」等、全国各地において豪雨災害が頻発・激甚化する一方、高齢化の進展に伴い、要配慮者（高齢者等）をはじめとした住民避難のあり方が問われています。

また、水防法の改正等により、各種制度等が拡充され、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組みが開始されるなど社会情勢が変化しています。

そのため、本実施計画を改定し、本市における総合治水対策として、今後実施すべき取組み事項を推進することにより、水害に強いまちづくりの実現に向けた『都市型水害の防止・軽減』および『逃げ遅れ「ゼロ」による人命の確保と社会経済被害の最小化』を目指します。

*赤字は新規事項、青字は改善事項



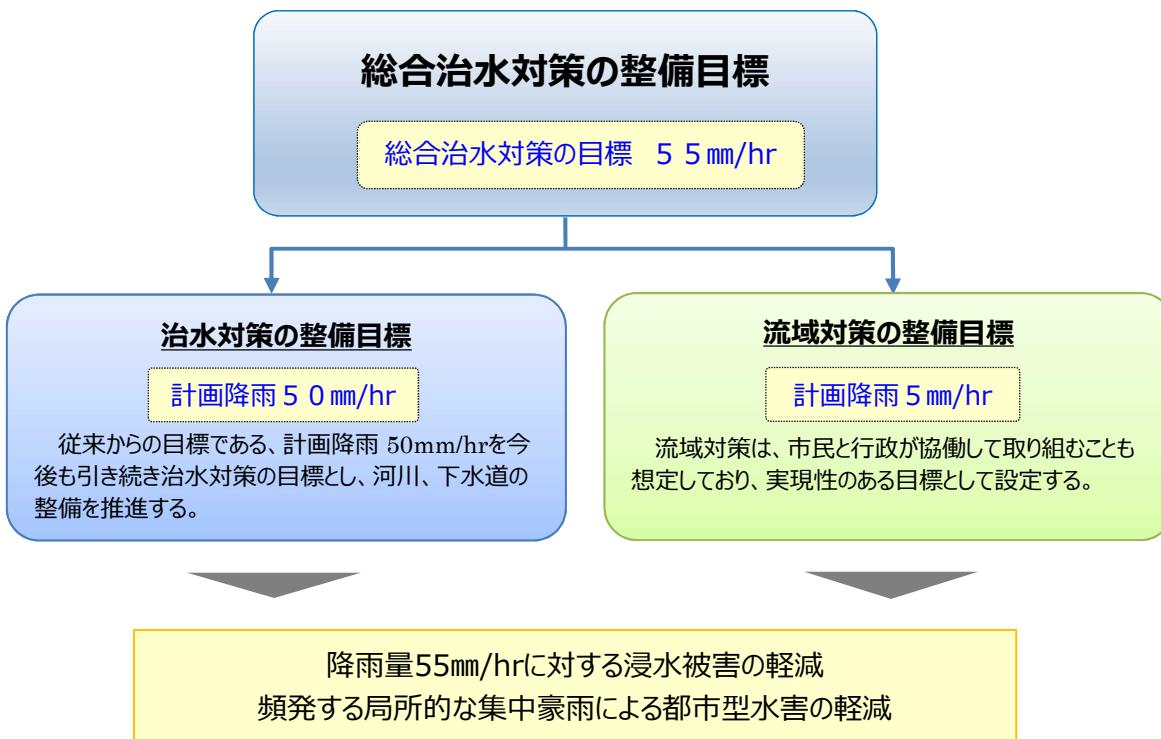
■計画年次

本計画の期間は、2019年度～2028年度までの10年間とします。

【計画期間】 2019年度～2028年度（10年間）

■整備目標

総合治水対策の整備目標は、治水対策の従来からの整備目標に、流域対策の整備目標（治水対策の1割）を合わせた、55mm/hrの降雨に対する浸水被害の軽減を目指すものとします。



金沢市総合治水対策実施計画における具体的な取組み事項

社会情勢等の変化を踏まえ、新しい実施計画の具体的な取組み事項は次のとおりです。

治 水 対 策

前計画（具体的な取組み事項）		
短期（～5年）	中期（～10年）	長期（10年～）
'09(平成21)	'14(平成26)	'19(平成31)
都市基盤河川・準用河川改修		
雨水幹線・管渠整備		
雨水貯留管		
雨水ポンプ施設		
逆水門改良・設置		

～基本的な方向性～

- 頻発・激甚化する豪雨災害に備え、
- 整備効果の早期発現
- 多様な手法を取り入れた治水対策

新しい実施計画（具体的な取組み事項）

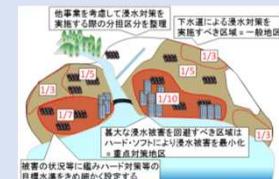
- 流域貯留施設・遊水池など多様な手法を取り入れた総合的な治水対策
 - 改善 ①都市基盤河川・準用河川改修（危機管理型ハード対策を含む）
 - 改善 ②雨水幹線・管渠整備（金沢市雨水管理計画（仮称）の策定）
 - 改善 ③雨水ポンプ施設・雨水貯留管（新たな整備適地の選定）
- 既存ストックの適切な維持管理・更新・利活用による治水効果の発現
 - 新規 ④堆積土砂の除去、河道内樹木の伐採
 - 継続 ⑤逆水門の保守・更新
 - 新規 ⑥雨水ポンプ施設・雨水幹線等既存施設の利活用

▼①都市基盤河川・準用河川改修（危機管理型ハード対策を含む）



▼②雨水幹線・管渠整備（金沢市雨水管理計画（仮称）の策定）

より効率的な雨水対策を図るための計画策定に着手します。



流 域 対 策

前計画（具体的な取組み事項）		
短期（～5年）	中期（～10年）	長期（10年～）
'09(平成21)	'14(平成26)	'19(平成31)
公共施設への雨水貯留・浸透施設の設置		
開発行為における雨水貯留・浸透施設の設置		
住宅・事業所等の敷地への雨水貯留・浸透施設の設置		
屋外駐車場等への雨水貯留・浸透施設の設置		

～基本的な方向性～

- 開発事業等に関する雨水流出抑制策の強化
- 民間建築物への雨水流出抑制施設整備に関する誘導策の強化

新しい実施計画（具体的な取組み事項）

- 継続 ①公共施設への雨水貯留・浸透施設の設置
- 改善 ②開発事業における流出抑制施設の設置誘導（「雨水排水技術基準」の改定による雨水流出抑制策の強化）
- 改善 ③民間建築物への雨水貯留・浸透施設の設置誘導（関係部局と連携した新たな設置誘導策の強化）
- 新規 ④民間事業者が設置・管理する雨水流出抑制施設の維持管理の徹底・強化

▼④民間事業者が設置・管理する雨水流出抑制施設の維持管理の徹底・強化

民間事業者が設置・管理する雨水流出抑制施設（貯留施設・浸透施設）について、維持管理に関する指導や助言をするなど、維持管理の徹底強化を図ります。



▼①農地の保全・活用、遊休農地の解消（田んぼダムの取組みを含む）

田んぼの排水までに小さな穴の開いた堰板を設置し、排水を制御することで、ダムの役割を果たす「田んぼダム」の取組みについて検討を進めています。



土 地 利 用 対 策

前計画（具体的な取組み事項）		
短期（～5年）	中期（～10年）	長期（10年～）
'09(平成21)	'14(平成26)	'19(平成31)
農地の保全・活用、遊休農地の発生防止		
緑化の推進		
森林・里山の整備、保全		

～基本的な方向性～

- 農地や森林が有する多様な機能の維持、発揮に向けた関連諸施策との連携・推進

新しい実施計画（具体的な取組み事項）

- 改善 ①農地の保全・活用、遊休農地の解消（田んぼダムの取組みを含む）

- 継続 ②緑の保全・活用

- 継続 ③森林・里山の整備、保全（民有林再生支援の強化など）

減 災 ・ 水 防 対 策

前計画（具体的な取組み事項）		
短期（～5年）	中期（～10年）	長期（10年～）
'09(平成21)	'14(平成26)	'19(平成31)
雨水情報システムの構築	雨水情報の拡充 に伴う システムの更新	システムの更新
雨量計等の再配備		
放送メディアの活用		
洪水避難地図等の作成・周知	内水ハザードマップの作成・周知	
地域主体の水防訓練		
水防初期体制の強化		
水防体制・避難体制の強化		
地域の自助・共助意識啓発		

～基本的な方向性～

- 分かりやすく伝える努力（行政）と知る努力（市民）の相乗による水防意識の浸透と自助・共助力の向上
- 大規模氾濫の発生を念頭に置いた対応策の強化

新しい実施計画（具体的な取組み事項）

- 継続 ①ICTを活用した水害情報の充実
- 改善 ②水害リスクの周知（身近に迫る危険を認識し、避難行動に繋げる仕組みづくり）
- 継続 ③住民、関係機関が連携した水防・避難訓練の実施
- 新規 ④広域避難体制の構築
- 新規 ⑤避難場所・避難経路等の整備
- 改善 ⑥水防・避難体制の強化（洪水時ホットラインの活用、タイムラインの作成・運用）
- 新規 ⑦逆水門等の確実な運用体制の強化
- 新規 ⑧要配慮者利用施設に対する避難確保のための支援
- 継続 ⑨地域の自助・共助力の強化
- 新規 ⑩庁舎・災害拠点病院等の自衛水防の推進
- 新規 ⑪氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取り組み

▼②水害リスクの周知（身近に迫る危険を認識し、避難行動に繋げる仕組みづくり）

身近な場所に水防災に関わる情報を表示することで、日頃から洪水への意識を高めるとともに、浸水深等の知識の普及を図り、水害時には安全かつスマートな避難行動に繋げる仕組みづくりを進めます。



▼⑧要配慮者利用施設に対する避難確保のための支援

要配慮者利用施設の施設管理者等による避難確保計画の作成・避難訓練の実施について、金沢ががやき発信講座等を活用した支援を実施します。また、関係部局と連携し、より実効性のある支援を行います。

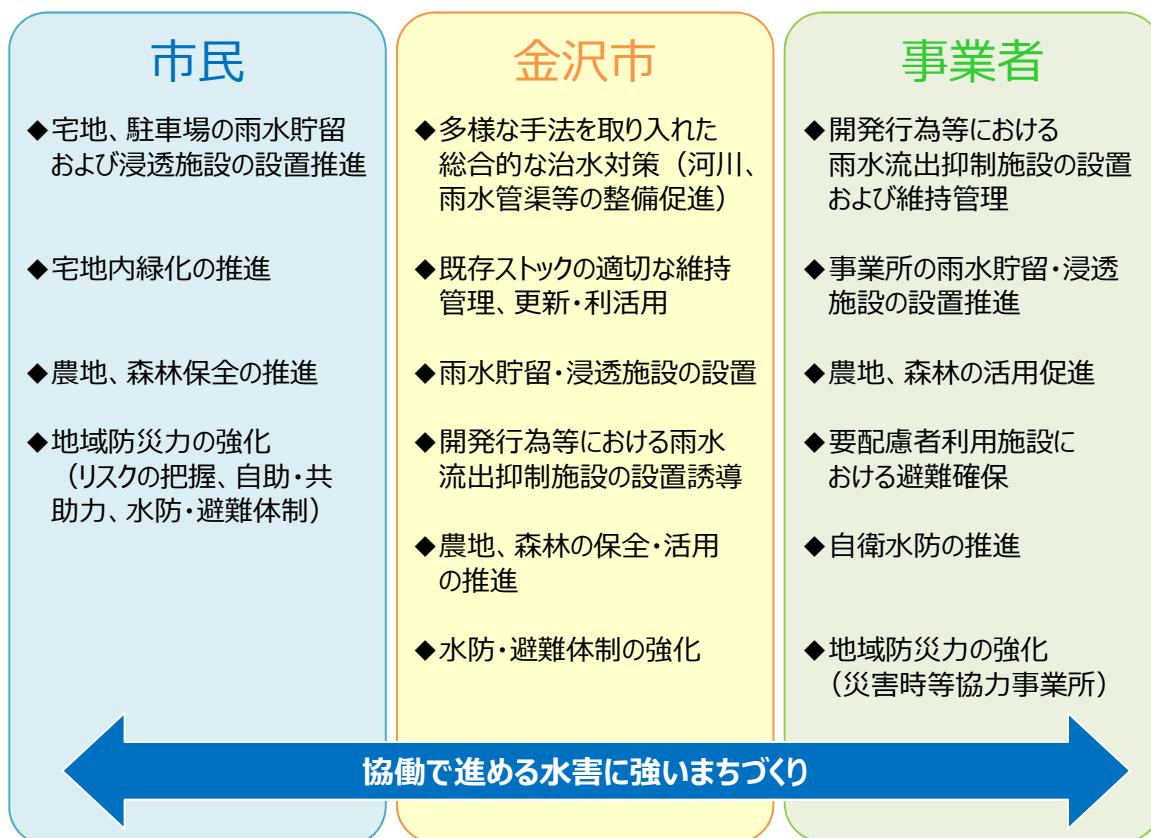


逆水門の操作訓練
関係部局との連携した取組み

計画の実現に向けて

計画の実現には、本市・市民・事業者がそれぞれの役割を理解し、各主体が取り組みを進めるとともに、相互に連携・協働することが不可欠です。

このため、様々な機会を捉え、市民や事業者の意見や要望などを十分に把握するとともに、情報を共有し、各主体が一体となって施策を推進します。



計画の進行管理

計画に基づく取り組みを推進するためには、個々の実施状況を常に把握し、点検・評価していくことが重要です。
「金沢市総合治水対策推進協議会」において、定期的な点検・評価を示し、PDCAサイクルによる進行管理を行います。



金沢市 土木局 内水整備課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL 076-220-2341 FAX 076-220-2476
E-mail : naisui@city.kanazawa.lg.jp